

秋田県立大学学則

平成18年 4月 1日

規程第100号

改正 平成18年 8月 2日

改正 平成18年12月13日

改正 平成19年 4月 1日

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成22年 3月10日

改正 平成22年 4月14日

改正 平成22年 8月18日

改正 平成22年 9月 8日

改正 平成23年 3月 9日

改正 平成23年12月14日

改正 平成26年 2月12日

改正 平成26年 8月 6日

改正 平成27年 4月 1日

改正 平成29年 9月13日

改正 平成30年 2月21日

改正 令和 2年11月18日

改正 令和 3年 3月17日

改正 令和 4年 3月 9日

改正 令和 4年 6月15日

改正 令和 5年 3月 3日

改正 令和 8年 6月24日

目次

第1章 総則

第1節 目的等（第1条－第6条）

第2節 運営組織（第7条－第22条）

第3節 学年、学期及び休業日（第23条－第25条）

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限（第26条・第27条）

第2節 入学（第28条－第36条）

第3節 授業科目、履修方法等（第37条－第42条）

第4節 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍（第43条－第50条）

条)

第5節 卒業、学位及び教育職員免許（第51条―第52条の2）

第6節 授業料等（第53条）

第7節 福利厚生施設（第54条）

第8節 賞罰（第55条・第56条）

第9節 研究生、科目等履修生、高校生科目等履修生、聴講生、高校生聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生（第57条―第62条）

第3章 共同研究及び受託研究（第63条）

第4章 大学開放及び特別の課程（第64条―第64条の2）

第5章 補則（第65条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 秋田県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、次代を担う有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として地域の持続的発展に貢献することを目的とする。

2 第3条に規定する学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

（自己評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究の活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行い、その水準の向上を図ることに努めることとする。

3 本学に、前二項の点検及び評価並びにそれを踏まえた不断の見直しを行うため、秋田県立大学自己評価委員会を置く。

4 秋田県立大学自己評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（学部、学科、入学定員及び収容定員）

第3条 本学にシステム科学技術学部及び生物資源科学部を置く。

2 前項に規定する学部には置く学科並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	収容定員
システム科学技術学部	機械工学科	60人	240人
	知能メカトロニクス学科	60人	240人
	情報工学科	40人	160人
	建築環境システム学科	40人	160人
	経営システム工学科	40人	160人
生物資源科学部	応用生物科学科	40人	160人
	生物生産科学科	40人	160人
	生物環境科学科	30人	120人
	アグリビジネス学科	40人	160人

（大学院）

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

（総合科学教育研究センター）

第4条 本学に教養教育、語学教育、保健体育教育、情報教育その他の各学部に通ずる教育及び研究を行うための組織として総合科学教育研究センターを置く。

（地域連携・研究推進センター）

第4条の2 本学に、学術研究の推進、知的財産の管理、地域における科学技術の発展及び産業の振興に資するための組織として、地域連携・研究推進センターを置く。

（アグリイノベーション教育研究センター）

第4条の3 本学に、農業振興を核とした地域及び地域産業の活性化に資する理論や技術に関し全学が連携して教育及び研究を行うための組織として、アグリイノベーション教育研究センターを置く。

（附属施設）

第5条 本学に研究施設として、木材高度加工研究所を附置する。

2 本学に附属の施設として、図書館を置く。

3 附属の施設に関し必要な事項は、別に定める。

（学部の附属施設）

第5条の2 生物資源科学部に、同学部の教育、研究及び地域貢献を推進するための附属の施設として、バイオテクノロジーセンターを置く。

（事務局）

第6条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 運営組織

（職員）

第7条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。

- 2 本学に、必要に応じ、副学長を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（教職協働）

第7条の2 本学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

（組織的な研修等）

- 第7条の3 本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
- 2 学生に対する教育の充実を図るため、本学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
 - 3 前二項に関し必要な事項は、別に定める。

（学部長及び学科長）

第8条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

- 2 学部の学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。
- 3 学部長は、学部の校務をつかさどり、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 4 学科長は、学科の校務をつかさどり、学部長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（総合科学教育研究センター長）

第9条 総合科学教育研究センターに総合科学教育研究センター長を置き、当該センターの教授をもって充てる。

（地域連携・研究推進センター長）

第10条 地域連携・研究推進センターに地域連携・研究推進センター長を置き、理事を

もって充てる。

（アグリノベーション教育研究センター長）

第10条の2 アグリノベーション教育研究センターにアグリノベーション教育研究センター長を置き、教授をもって充てる。

（図書館長）

第11条 図書館に図書館長を置き、理事をもって充てる。

（木材高度加工研究所長）

第12条 木材高度加工研究所に木材高度加工研究所長を置き、教授をもって充てる。

（バイオテクノロジーセンター長）

第13条 バイオテクノロジーセンターにバイオテクノロジーセンター長を置き、生物資源科学部の教授をもって充てる。

（学長等の選考の方法等）

第14条 学長、副学長及び第8条から前条までに掲げる者の選考の方法、任期その他必要な事項については、別に定める。

（事務局長）

第15条 事務局に事務局長を置く。

（名誉教授）

第16条 本学の創設若しくは発展に寄与した者又は本学に多年にわたり勤務した者であって、教育上又は学術研究上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（客員教授等）

第17条 本学に客員教授、客員准教授及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教授、客員准教授及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

（教授会）

第18条 学部及び木材高度加工研究所に教授会を置く。

2 学部に置く教授会は、学部に所属する専任の教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。

3 学部に置く教授会は、学部に関する次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学科目又は講座及び授業科目の種類及び編成に関する事項

二 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学（第4号に係るものを除く。）、除

籍、卒業その他の身分に関する事項

三 学生の厚生補導に関する事項

四 学生の賞罰に関する事項

五 学位に関する事項

六 学科その他の機関の連絡調整に関する事項

七 その他学部の教育及び研究に関する重要な事項

4 木材高度加工研究所に置く教授会は、木材高度加工研究所に所属する教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。

5 木材高度加工研究所に置く教授会は、木材高度加工研究所の研究に関する重要な事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

6 教授会は、第3項及び前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

7 前各項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(代議員会)

第19条 教授会に、その権限に属する事項のうち特定のものを審議するため、教授会を組織する教授のうちの一部の者をもって組織する代議員会を置くことができる。

2 教授会があらかじめ委任した事項については、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。

3 前二項に定めるもののほか、代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(総合科学教育研究センター協議会)

第20条 総合科学教育研究センターに総合科学教育研究センター協議会を置く。

2 総合科学教育研究センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 総合科学教育研究センター長

二 総合科学教育研究センターに所属する教授2名

三 総合科学教育研究センターに所属する教員で学長が指定した者

四 各学部ごとに所属する教授2名

五 その他学長が指定した者

3 総合科学教育研究センター協議会は、総合科学教育研究センターに関する次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 授業科目の種類及び編成に関する事項

二 その他総合科学教育研究センターの教育及び研究に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、総合科学教育研究センター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携・研究推進センター協議会)

第21条 地域連携・研究推進センターに地域連携・研究推進センター協議会を置く。

2 地域連携・研究推進センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 地域連携・研究推進センター長
- 二 地域連携・研究推進センターに所属する専任の教授
- 三 学部の学科ごとに所属する教授1名
- 四 総合科学教育研究センターに所属する教授1名
- 五 アグリイノベーション教育研究センターに所属する教授1名
- 六 木材高度加工研究所に所属する教授1名
- 七 事務局長
- 八 その他学長が指定した者

3 地域連携・研究推進センター協議会は、地域連携・研究推進センターに関する次に掲げる事項を審議する。

- 一 事業計画に関する事項
- 二 その他地域連携・研究推進センターの運営に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、地域連携・研究推進センター協議会に関し必要な事項は別に定める。

(アグリイノベーション教育研究センター協議会)

第21条の2 アグリイノベーション教育研究センターにアグリイノベーション教育研究センター協議会を置く。

2 アグリイノベーション教育研究センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 アグリイノベーション教育研究センター長
- 二 アグリイノベーション教育研究センターに本務又は兼務として所属する教授又は准教授2名
- 三 システム科学技術学部 to 所属する教授1名
- 四 生物資源科学部の学科ごとに所属する教授1名
- 五 大湊キャンパス 総務・学生チームリーダー
- 六 その他学長が指定した者

3 アグリイノベーション教育研究センター協議会は、アグリイノベーション教育研究センターに関する次に掲げる事項を審議する。

- 一 事業計画に関する事項
- 二 その他アグリイノベーション教育研究センターの運営に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、アグリイノベーション教育研究センター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(バイオテクノロジーセンター協議会)

第21条の3 バイオテクノロジーセンターにバイオテクノロジーセンター協議会を置く。

2 バイオテクノロジーセンター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 バイオテクノロジーセンター長
- 二 生物資源科学部の学科ごとに所属する教授又は准教授1名
- 三 木材高度加工研究所から教授又は准教授1名
- 四 秋田キャンパス キャンパスリーダー
- 五 その他学長が指定した者

3 バイオテクノロジーセンター協議会は、バイオテクノロジーセンターに関する次の事項を審議する。

- 一 事業計画に関する事項
- 二 その他バイオテクノロジーセンターの運営に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、バイオテクノロジーセンター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、必要に応じ、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、授業科目の開始日を別に定めることができる。

(授業期間)

第24条の2 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第24条の3 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十五週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(休業日)

第25条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、これを変更し、臨時に休業日を設け、又は休業日においても授業を行うことができる。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- 三 春季休業日
- 四 夏季休業日
- 五 冬季休業日
- 六 開学記念日（6月5日）

2 前項第三号から第五号に掲げる休業日については、毎年度、学長が別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第26条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第27条 学生は、8年（第33条から第35条までの規定により入学した学生、第47条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあっては、それぞれ第36条、第47条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数）を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次の各号に掲げる者の入学の時期は、当該各号に定める時期とすることができる。

- 一 第57条第1項の規定により入学を許可された研究生 各月の初日
- 二 第58条第1項の規定により入学を許可された科目等履修生、第59条第1項の規定により入学を許可された聴講生その他特別の理由があると学長が認める者 後期の始め
- 三 第60条第1項の規定により入学を許可された特別聴講学生 学長が入学を許可した日

(入学資格)

第29条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - 二 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - 三 外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 五 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１５０条第４号の文部科学大臣の指定した者
 - 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - 八 学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者で、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - 九 本学において、入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの
- ２ 前項の規定にかかわらず、高等学校に２年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、別に定める分野において特に優れた資質を有すると認められる者を、本学に入学させることができる。

（入学の志願の手続）

第３０条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、別に定める書類を添えた入学願書を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

（入学者の選考）

- 第３１条 入学志願者に対しては、別に定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。
- ２ 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

- 第３２条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
- ２ 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、教授会の議を経て、入学を

許可する。この場合において、公立大学法人秋田県立大学学生納付金規程（公立大学法人秋田県立大学規程第13号。以下「学生納付金規程」という。）の定めるところにより入学料の減免又は分割徴収若しくは徴収の猶予を願い出た者は、入学料を納付した者とみなす。

（編入学）

第33条 次の各号のいずれかに該当する者で本学への入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 一 大学を卒業し、又は退学した者
- 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者
- 四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

（再入学）

第34条 次の各号のいずれかに該当する者で本学の同一の学科に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 一 第49条第1項の規定により退学を許可された者
- 二 第49条第2項の規定により退学となった者で、当該未納であった授業料を完納したものの

（転入学）

第35条 他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）に在学している学生で本学への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

（編入学等の場合の取扱い）

第36条 前三条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第3節 授業科目、履修方法等

（教育課程の編成方針）

第37条 本学は、別に定める卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目）

第37条の2 本学の授業科目は、次に掲げる科目に区分する。

- 一 履修により修得した単位数を卒業の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（以下「卒業単位認定科目」）でその履修を義務付けられているもの（以下「必修科目」という。）
 - 二 卒業単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの（以下「選択科目」という。）
 - 三 選択により履修をすることができるが、卒業単位認定科目とはならない科目（以下「自由科目」という。）
- 2 前項の授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数並びに授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

（授業の方法）

- 第37条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（履修科目の登録の上限）

- 第37条の4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間及び一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
- 2 単位数の上限に関し必要な事項は、別に定める。

（単位の計算方法）

- 第38条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

第39条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した学生には、所定の単位を与えるものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第39条の2 学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（成績の評価）

第40条 成績の評価及び合否については、別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第41条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学等との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第41条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第42条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。
- 3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第41条第2項及び前条第2項の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第43条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生について、その者の願い出により、教授会の議を経て、休学を許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生について、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第44条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、第26条に規定する修業年限及び第27条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第45条 学長は、第43条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学の期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、教授会の議を経て、復学を許可することができる。

(転学)

第46条 他の大学等に入学をすることを志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第47条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志願する学生があるときは、欠員等の状況により、教授会の議を経て、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て転学部又は転学科をした学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第48条 学長は、外国の大学又は短期大学に留学をすることを志願する学生があるときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学をした期間は、第26条に規定する修業年限及び第27条に規定する在学年限に算入する。

3 第41条第2項の規定は、第1項の規定により学生が外国の大学又は短期大学に留学をする場合に準用する。

(退学)

第49条 学長は、退学しようとする者について、その願い出により、教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 学長は、授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者を、教授会の議を経て、退学にすることができる。

(除籍)

第50条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍をすることができる。

- 一 第27条に規定する在学年限を超えた者
- 二 第44条第1項又は第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない者
- 三 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の旨届出のあった者

第5節 卒業、学位及び教育職員免許

(卒業)

第51条 本学に4年（第33条から第35条までの規定により入学した学生、第47条第1項の規定により転学部若しくは転学科をした学生にあっては、それぞれ第36条、第47条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。
- 3 卒業の時期は、学年又は前期の終わりとする。

(学位記及び学位)

第52条 卒業した者には、学位記を交付し、及び次の学部の区分に従い学位を授与する。

学部	学科	学位
システム科学技術学部	全学科	学士（工学）
生物資源科学部	応用生物科学科、生物生産科学科及び生物環境科学科	学士（生物資源科学）
	アグリビジネス学科	学士（農学）

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第52条の2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第

26号)に定める単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学科等		免許状の種類	免許教科
システム科学技術学部	機械工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	知能メカトロニクス学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	情報工学科		高等学校教諭一種免許状	情報
	建築環境システム学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	経営システム工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
生物資源科学部	応用生物科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物生産科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物環境科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	アグリビジネス学科		高等学校教諭一種免許状	農業

- 3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

第6節 授業料等

(授業料等)

第53条 本学の授業料、入学料及び入学検定料の額並びにこれらの徴収方法は、学生納付金規程の定めるところによる。

第7節 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第54条 本学に、学生の福利厚生に資するため、保健室、学生相談室その他の福利厚生施設を置く。

- 2 福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 賞罰

(表彰)

第55条 学長は、他の模範となる学生を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長は、この学則若しくは本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学の期間は、第26条に規定する修業年限及び第27条に規定する在学年限に算入する。

第9節 研究生、科目等履修生、高校生科目等履修生、聴講生、高校生聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第57条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育及び研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内の期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第58条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。

4 科目等履修生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えることができる。

(高校生科目等履修生)

第58条の2 学長は、高等学校又はその専攻科に在学する生徒で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、高校生科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、履修しようとする授業科目に関する修得の見込等について、在学する高等学校長の推薦が得られる者とする。

3 高校生科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。

4 高校生科目等履修生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えること

ができる。

(聴講生)

第59条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 第58条第2項及び第3項の規定は、聴講生に準用する。

(高校生聴講生)

第59条の2 学長は、高等学校又はその専攻科に在学する生徒で、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、高校生聴講生として入学を許可することができる。

2 第58条の2第2項及び第3項の規定は高校生聴講生に準用する。

(特別聴講学生)

第60条 学長は、他の大学等に在学している学生で本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教授会の議を経て、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第61条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学することを志願するものがあるときは、教授会の議を経て、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に対しては、第37条の規定にかかわらず、日本語及び日本事情に関する授業科目を設けることができる。

(研究生等に関する規定)

第62条 第57条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 共同研究及び受託研究

(共同研究及び受託研究)

第63条 本学の学術研究に資するため、学長の承認を得て、民間会社、地方公共団体その他の法人（以下「民間会社等」という。）の研究者との共同研究及び民間会社等からの受託研究を行うことができる。

- 2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 大学開放及び特別の課程

（大学開放）

第64条 広く県民に高度な教育の機会を提供し、地域文化の発展に寄与するため、公開講座の開催その他の大学開放の事業を行うことができる。

- 2 大学開放の事業に関し必要な事項は、別に定める。

（特別の課程）

第64条の2 学長は、学校教育法第105条の規定に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 補則

（補則）

第65条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度から平成20年度までの間における各年度の秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成18年度の収容定員	平成19年度の収容定員	平成20年度の収容定員
40人	80人	120人

- 3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に本学に置かれる職員は、第7条第1項の規定にかかわらず、秋田県立大学条例施行規則等を廃止する規則（平成18年秋田県規則第14号）により廃止された秋田県立大学学則（平成11年秋田県規則第50号）第7条第1項の例による。

附 則（平成18年8月2日改正）

- 1 この規程は、平成18年8月2日から施行する。
- 2 この規程による改正後の秋田県立大学学則第5条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月13日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成１９年４月１日改正）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年４月１日改正）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月１０日改正）

この規程は、平成２２年３月１０日から施行する。

附 則（平成２２年４月１４日改正）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年８月１８日改正）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年９月８日改正）

この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月９日改正）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年１２月１４日改正）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年２月１２日改正）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年８月６日改正）

この規程は、平成２６年９月１日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日改正）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年９月１３日改正）

１ この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

２ 平成３０年度から平成３２年度までの間における各年度の秋田県立大学システム科学技術学部機械工学科、知能メカトロニクス学科及び情報工学科の収容定員は、改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度
機械工学科	６０人	１２０人	１８０人
知能メカトロニクス学科	６０人	１２０人	１８０人

情報科学科	40人	80人	120人
-------	-----	-----	------

3 秋田県立大学システム科学技術学部機械知能システム学科及び電子情報システム学科は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に編入学、再入学、転入学、転学部又は転学科する者（以下「本学入学者等」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 平成30年度から平成32年度までの間における各年度の秋田県立大学システム科学技術学部機械知能システム学科及び電子情報システム学科の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	平成30年度	平成31年度	平成32年度
機械知能システム学科	240人	160人	80人
電子情報システム学科	240人	160人	80人

5 本学在学者及び本学入学者等が本学の教職課程において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科については、改正後の第52条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月21日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月18日改正）

この規程は、令和2年11月18日から施行する。

附 則（令和3年3月17日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月9日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月15日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日改正）

この規程は、令和5年3月3日から施行する。

附 則（令和8年6月24日改正）

この規程は、令和8年7月1日から施行する。